

東京都市計画生産緑地地区の変更（葛飾区決定）（案）

東京都市計画生産緑地地区を次のように変更する。

第1 種類および面積

種 類	面 積
生産緑地地区	約 22.95ha

第2 追加のみを行う位置及び区域

名 称		位 置	追加面積	備 考
番 号	地区名			
2 5 7	柴又	葛飾区柴又五丁目地内	約 310 m ²	地区の全部
計	1 件		約 310 m ²	

「区域は計画図表示のとおり」

理由

農林漁業との調整を図り、良好な都市環境の形成に資するため、市街化区域内において適正に管理されている農地等を指定する。

新旧対照表

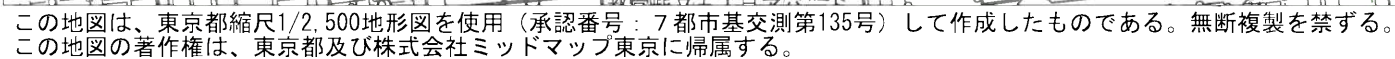
番号	変更前	位 置	変更内訳		変更後	摘 要
	面 積		削 除	追 加	面 積	
2 5 7	0 m ²	葛飾区柴又五丁目地内		約 310 m ²	約 310 m ²	新規
変更の ない地区	計 168 件 計約 229, 190 m ²				計 168 件 計約 229, 190 m ²	
計	168 件 約 229, 190 m ²			1 件 約 310 m ²	169 件 約 229, 500 m ²	約 22. 95ha
名 称		変 更 事 項				
生産緑地地区		1 位置の変更（新旧対照表のとおり） 2 区域の変更（計画図のとおり） 3 面積の変更 1 6 8 件 → 1 6 9 件 約 22. 92 ha 約 22. 95ha				



257 追加区域

0 1km

葛飾区1/1



都市計画の案の理由書

1 種類・名称

東京都市計画生産緑地地区

2 理 由

生産緑地地区は、公害又は災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全等良好な生活環境の確保に相当の効用があり、かつ、公共施設等の敷地の用に供する土地として適している300㎡以上の規模の区域について指定をしている。

農林漁業との調和をした都市環境の保全等良好な生活環境の確保に相当の効用があり、かつ、公共施設などの敷地の用に供する土地として適している農地約310㎡を新規地区として追加指定する。